

～買主様・売主様・借主様用～

電子署名を実施する前の解説資料



国土交通大臣より回答取得

※グレーゾーン解消制度を用いて国土交通大臣より適法である旨の回答を取得

不動産・建築DXプラットフォーム

PICKFORM 電子契約

PICKFORMはとにかくシンプルで簡単を追求



「PICKFORM 電子契約」とは？

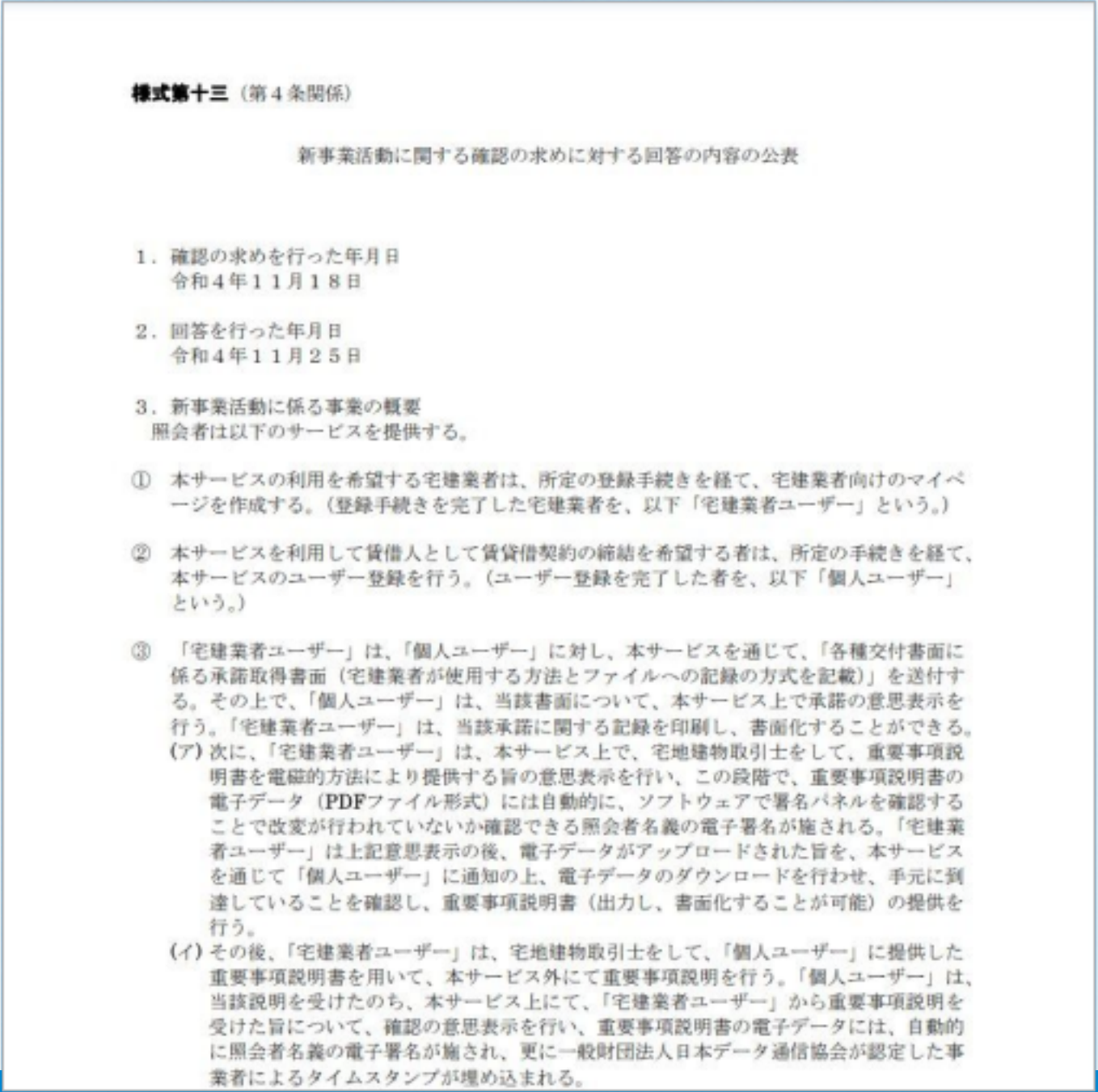
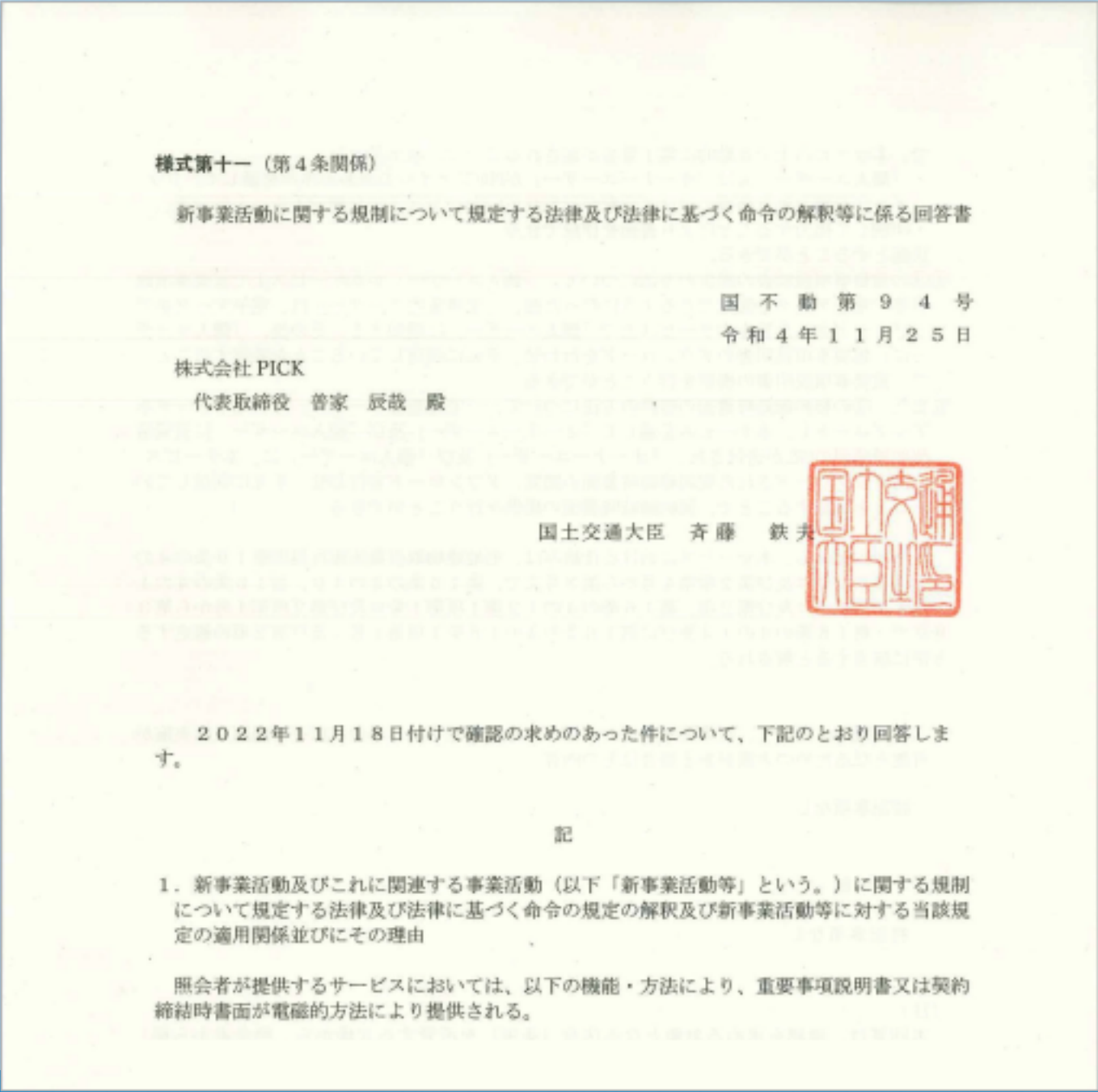
国内で唯一、国土交通大臣より適法に使えるサービスというお墨付きを得たサービスで、
現在も多くの企業で使われており、電子契約は日常生活の中でも使われるようになってきています。

▼導入企業(一部抜粋)



電磁的方法による不動産取引を行えるサービスとして国土交通省大臣より正式に回答
照会書：<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/content/001574397.pdf>

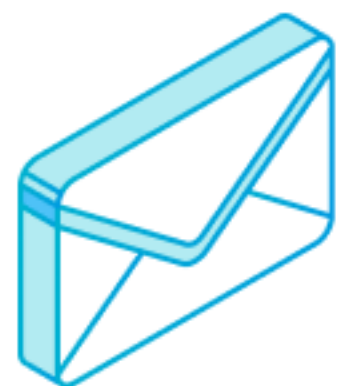
新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表（国土交通省による回答書）
回答書：<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/content/001574207.pdf>



電子契約のおおまかな流れ

借主者の皆様は以下の6つのSTEPで電子契約を手軽に実施することが可能です。

STEP1



メールアドレスの
確認

STEP2



重要事項説明書
の交付

STEP3



重要事項説明

STEP4



契約書類の確認

STEP5



署名実施

STEP6

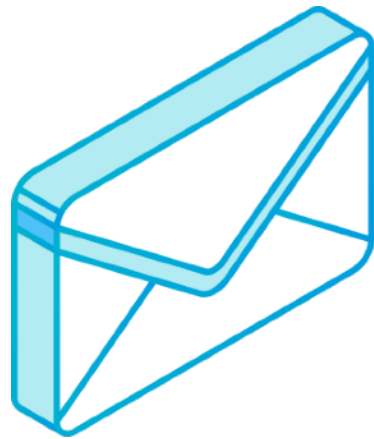


締結後
ダウンロード保管

電子契約の詳細な流れ①

借主様は以下のSTEPで電子契約を実施することが可能です

STEP 1 メールアドレスの確認



電子契約をするためには
メールアドレスが必要です。
担当者へあなたのメールアドレスを
事前にお伝えください。

STEP 2 重要事項説明書の交付



始めに宅建士の署名が入った重要事項説明書がメールで交付されます。
文中「書類を確認する」のURLから書類を閲覧することができます。

STEP 3 重要事項説明



STEP2で届いた重要事項説明書をダウンロードして、宅建士より説明を受けてください。

電子契約の詳細な流れ②

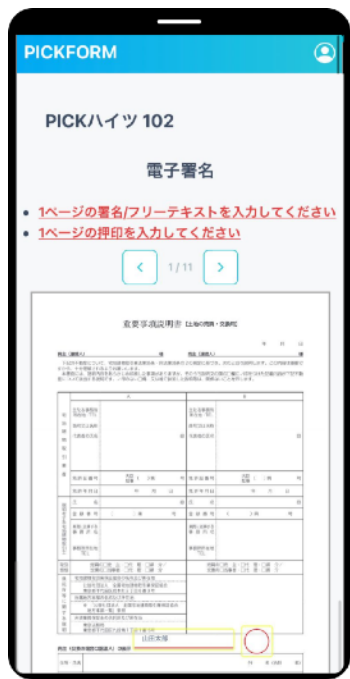
借主様は以下のSTEPで電子契約を実施することが可能です

STEP 4 書類内容ご確認



重要事項説明書と賃貸借契約書等への署名依頼がメールで届き、重要事項説明書から署名を実施できます。

STEP 5 署名実施



ファイルを開くとあなたが署名をする箇所が黄色く囲われてます。
黄色い箇所をクリックすると、お名前の入力が可能のため、氏名を入力します。

STEP 6 締結後ダウンロード保管



署名完了後は「締結完了メール」が届きます。メール文中にあるURLより資料のダウンロードが可能です。PDFファイルをお手元で保管するか、印刷して保管することも可能です。

完了

電子契約のメリット

電子契約を利用することで印紙代は0円になり、契約書への大量署名や印鑑対応、場所の移動も不要になります。



大量の署名・捺印が不要



データの改ざん防止



オンラインで署名可能
※対面で電子契約も可能



書類をオンライン上で保管
できるから検索性が抜群



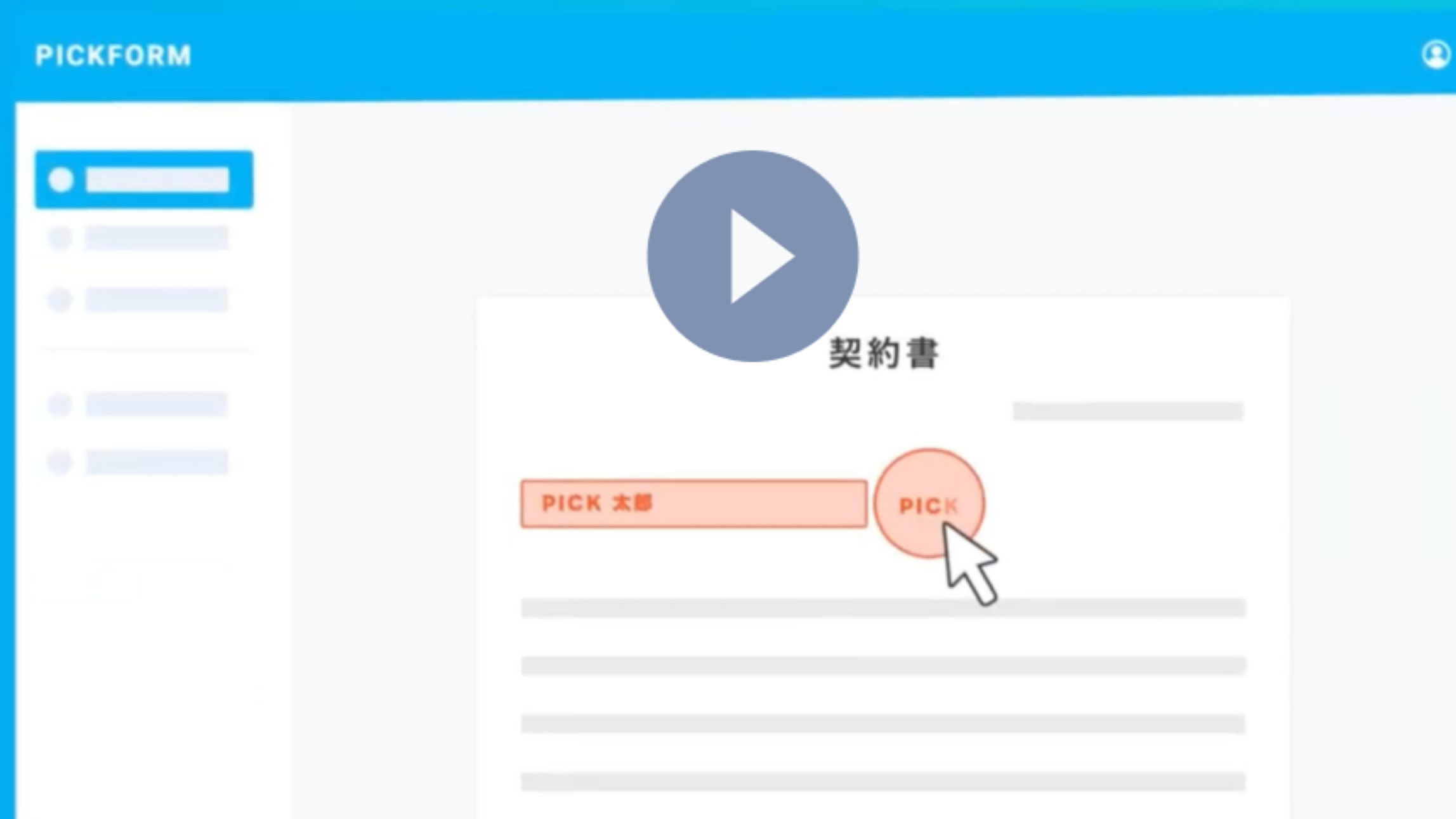
郵送が不要



実際に電子契約を行った際のイメージ動画をご用意しておりますのでご覧ください。

<https://app.quden.io/videos?videoid=6698c7546c3de657c53a8813>

より電子契約をイメージしたいあなたへ



よくある質問 FAQ

Q. 連帯保証人が登場するケースでも利用できますか？

A. はい。連帯保証人を含めた契約でも多数の運用実績があります。

Q. スマートフォンでも利用できますか？

A. はい。スマートフォン・パソコン・タブレットでもご利用できます。

Q. 電子署名の本人確認はどのように行われますか？

A. メールアドレス認証で本人確認をします。

Q. 電子契約のセキュリティについて、教えてください。

A. 締結した契約書類には改ざん不能な電子署名が施されるため、締結後の契約書を修正することはできません。また、運営会社（株式会社PICK）は、ISO/IEC 27001は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格を取得した企業です。安心してご利用ください。

Q. 締結した書類のダウンロードを忘れてしまった場合、再発行は可能ですか？

A. はい、可能です。電子契約を導入している企業側で締結書類の「再送」が可能です。もし、お手元にデータが無くなってしまった場合は、電子契約を導入している企業の担当者までお問合せください。

Q. 電子契約は非対面で実施することが多いですか？

A. いいえ、むしろ請負の契約においては実際にお会いしながら対面で電子契約を交わすことが多いです。そのため、仮に操作がわからなくなっても教えてもらいながら締結が可能です。

Contact ✨

✉ info-tech@pick.tokyo

☎ 03-6417-0014（代表電話）



コーポレートサイト
<https://pick-hp.com/>



サービスサイト
<https://www.pick-form.com/>